



ともに働く・生きる ～協同労働の実践～

労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団
埼玉事業本部 須賀 貴子

2023 年 10 月 18 日

今日お伝えしたいこと

01.労働者協同組合法とは

2022年10月1日 施行
“持続可能な地域社会づくり”が法律の目的に！

03.仲間の紹介

- ・一人ひとりにあった働き方
- ・選択できる働き方
- ・自ら居場所をつくる

02.事例：森の102工房 & 森のとうふ屋さんの手づくり菓子工房

2012年7月 埼玉県所沢市
ともに働く場を目指して、森の102（とうふ）工房開所。
当事者主体の事業所づくり
地域づくり

04.私たちが大切にしていること

協同労働が大切にしている
価値と可能性

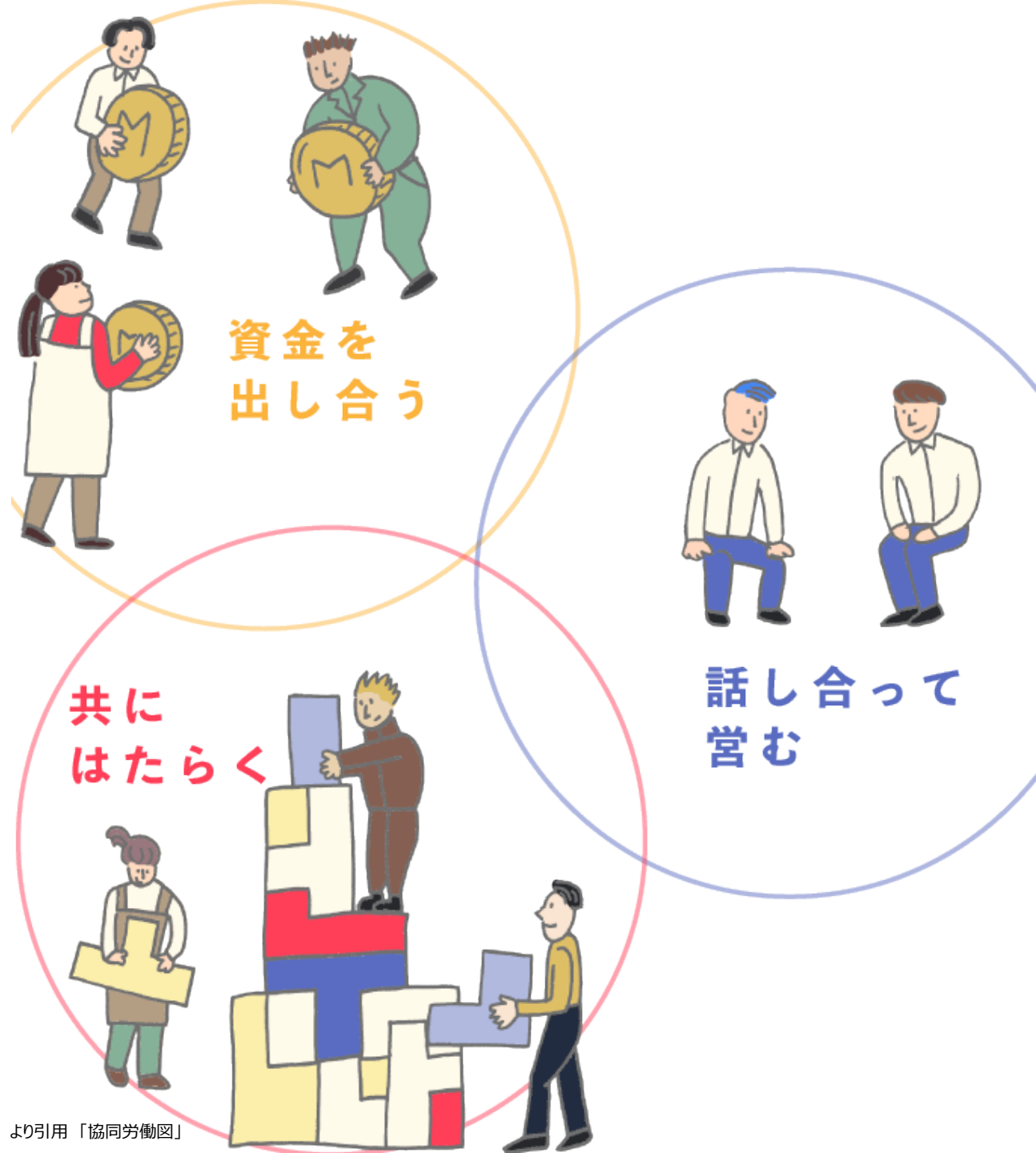
05.矛盾

福祉制度を越えて
(越えたい)



労働者協同組合法とは

この法律は、各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等を踏まえ、組合員が**出資**し、それぞれの**意見を反映**して組合の事業が行われ、及び組合員自らが**事業に従事**することを**基本原理**とする組織に関し、設立、管理その他必要な事項を定めること等により、**多様な就労の機会を創出**することを促進するとともに、当該組織を通じて**地域における多様な需要に応じた事業**が行われることを促進し、もって**持続可能で活力ある地域社会の実現**に資することを目的とする。



第1条を分解してみると・・・

1. 背景

各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて

就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等

→ 格差貧困、労働の劣化、社会的孤立、生活困窮、働きたくても働けない若者、引きこもり、ひとり親家庭、ヤングケアラー、障がい者、少子高齢化 等々

2. 基本原理

組合員が、出資・意見を反映・事業に従事する

- ① 働く人は基本的に、**出資して組合員**となります
- ② 組合員は「一人一票」を原則として事業・経営に**意見を反映**します
- ③ 組合員は原則として**事業に従事（労働）**します / 出資をするだけの組合員は認められていません

第1条を分解してみると・・・

3. 目的

多様な就労の機会を創出
することを促進



地域における多様な需要に
応じた事業が行われることを促進



持続可能で活力ある地域社会の実現

この働き方を**協同労働**と呼んでいます

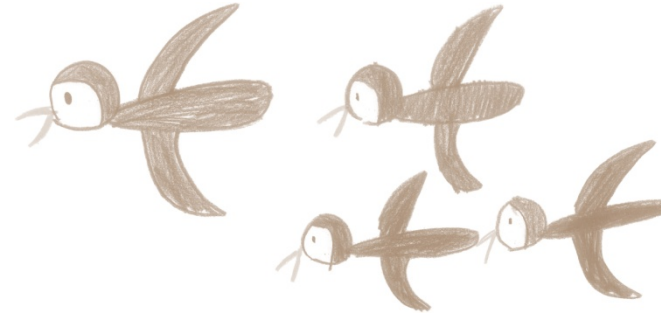
事例：

森の102工房 & 森のとうふ屋さんの手づくり菓子工房

自治体	埼玉県所沢市（最寄り駅：航空公園、西所沢、狭山ヶ丘）
開所日	2012年7月15日
理念	障がいの有無関係なく、誰もが安心して働き、暮らしていける地域づくり
仕事内容	●森の102工房（とうふ製造・販売） ●森のとうふ屋さんの手づくり菓子工房(就労継続支援B型) （菓子製造・販売、農作業、手しごと、清掃、事務処理）
就労者数	就労者数62名（組合員 29名、就B 33名）



森の102工房開所



2010年 基金訓練開講

とうふや継業

×

働きたくても働けない

2013年 販路拡大路線

初めての営業活動

出口の見えない赤字経営

毎週・毎月経営会議



2012年7月 森の102工房開所

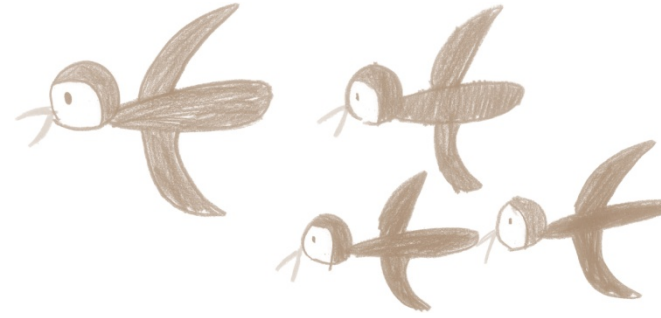
繰り返される開所式延期

感じ始める矛盾・・・

離れていく仲間

社会的責任・効率・生産性
の追求・・・

菓子工房 立上げ



**2015年10月 森のとうふ屋さんの手づくり
菓子工房 開所**

自慢できる職場づくり

「施設」ではなく「店舗」づくり

**2019年 高齢者施設内
消毒スタート**

とうふ工房を大幅縮小

地域の中で仕事をつくる



2017年 農福連携スタート

「自分たちの育てた大豆でとうふをつくりたい」

山田ファームスタート

狭山茶農家の援農 等々

所沢農福商消連携地域協議会
(カレイドスコーププロジェクト) 立ち上げ



**2023年 4月 conomi
オープン**

当事者主体の仕事おこし

「一人じゃないと思える居場所」

菓子工房の仕事の様子（写真）



菓子工房の仕事の様子（写真）



仲間の紹介

- 生活保護を受けている方
- 夫婦で精神障がいの方
- 俳優業をしている方
- 長く自宅で過ごしていた方
- お子さんが不登校気味のお母さん
- 健康に不安を抱えている方（70代以上）
- こだわりが強く、ルーティンの変更が難しい方
- 集中が続かず、すぐに他の事が気になってしまう方 などなど



仲間の紹介 ①

事業所の基礎 “ひとりの困りごと”

- 働く場の存続！
- 話し合いの中心
- 「どうしたら働きやすくなる？」
- 一人ひとりに合せた働き方
- 「困ったら、仕事おこし！」



働き方の選択



- 50代男性 外食チェーン店で勤務時代、体調を崩す。
- うつ病。ご家族も統合失調症で二人三脚の日々
- 福祉就労として菓子工房に勤務開始
- 当初から、一般就労を目標とし、事業所の組合員になることを目指す
- そして、念願の一般就労（組合員）に！
- しかしコロナの影響をまともに受け、メンタル面で落ち込み仕事ができない状況に
- 再度、福祉就労で再スタート
- そして、2022年、改めて組合員に
- 彼の状況を全組合員で共有。出勤できない日もあるが、誰も責めることなく、むしろ、彼の存在に感謝



私たちが大切に していること

話し合い・・・正直、大変です。

でも、一人ひとりが納得したり、どこかで気持ちや考えに折り合いがつかないと、よい仕事はできません。

生活や環境、価値観も異なるメンバーが集まっています。

“当たり前”や“常識”は、あってないようなもの。

だからこそ、日々考え、対話をするのです。



協同労働の可能性①



ごちゃまぜ・多様性

- 「支援する－される」の関係性を越える
- そもそも社会は“ごちゃまぜ”の状態。それを福祉が切ってしまっている状態

多様な働き方

－ライフステージ・個性に合わせて

- 働き盛り・シニア世代・子育て世代等 ライフステージに応じて価値（大切にしたいこと）はそれぞれ。仕事に費やせる時間・環境も異なれば、健康状態もそれぞれ。一人ひとり異なるライフステージだけど、それをたどることもある。だからこそ、お互い尊重することが大切
- 一歩進んだり、戻ったり。その時にあった働き方

自主性・当事者性の回復

- 話し合うということは考えること、考えることは当事者としての意識をもつこと
- “やる” 選択も、“やらない” 選択も、まずは自己の意思表示から
- 職場でできる“自己選択”。将来的には、自らの生活を自分の意思で“選択”し、豊かな人生が送れるように

協同労働の可能性②

「困ったな」「あったらいいな」の実現

- 制度事業をしていると、その枠に当てはまらないコトやヒトが沢山。それを、事業の枠を越えて行っていく（社会連帯活動）



地域づくりの担い手

- 「地域の中で仕事をつくる」
- 仲間の仕事（労働）を社会化
- 地域共生社会をつくっていくのは当事者。そのきっかけをともにつくっていく



矛盾 福祉制度を越えて（越えたい）

- ともに働く・ともに働く仲間
- 全就労者による運営会議、仕事おこし会議、学習会の実施
とは言いつつも、今の社会は……
- 制度は分断させる
障害者 - 健常者 / 利用者 - 職員 /
給与 - 工賃 等々 言葉一つとっても分断をうむ
- 制度の枠に当てはまらないと、働けない、生活できない
⇒ 生きることや労働の価値は変わらない（等しい）
- ともに学ぶ、ともに遊ぶ、ともに食べる、ともにつくる……
“ともに”の経験を





ありがとう ございます

「矛盾に幸あれ！」（「コトノネ」vol.42）

白黒はつきりさせない（できない・させたくない）部分こそ、本当の「豊かさ」や「価値」があるのではないか。

その価値を大切にするのが「協同労働」であり、「協同労働」がその価値を気づかせてくれる。

森の102工房

森のとうふ屋さんの手づくり菓子工房 conomi



@MORINOTOUFUYASAN